

議案第58号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の改正概要

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会経済情勢の悪化を踏まえ、特別職の給与を削減するため条例の改正を行う。

2 改正内容

(1) 給料月額

- ① 市長 10%の減額により 978,000 円を 880,200 円とする。
- ② 副市長 7%の減額により 795,800 円を 740,000 円とする。
- ③ 教育長及び事業管理者 5%の減額により 682,000 円を 647,900 円とする。

(2) 期間

令和2年6月1日から令和3年3月31日まで。

3 職員手当への影響

地域手当及び期末手当は減額後の給料月額で算出する。

4 共済費及び負担金への影響

共済費及び互助会等負担金は減額後の給料月額で算出する。